

## 補論第2章 私立大学における施設整備と資金調達 —制度的特徴とその実態—

両角 亜希子（東京大学）

高等教育に必要な費用をどのように調達するのかはあらためて言うまでもなく、きわめて重要な問題である。しかしながら、その中でも、一度に多額の資金を要する施設整備に対する資金調達は、そのやり方によっては一気に収支バランスをくずすなど、経営体としての組織のゆくえを大きく左右する重要な問題であるにもかかわらず、研究面では検討が遅れている分野であった。本論文では、日本の私立大学における施設整備のための資金調達の問題をとりあげる<sup>1</sup>。日本の私立大学では、第2号基本金という固有の制度を持っているが、会計の立場から、実務的な立場から、この制度に対する批判がなされることが多かった。それはなぜなのか。では、どのようにすればよいのか。ここでは、いくつかの事例をとりあげ、施設整備に対する資金調達の実態を明らかにしながら、この問題を考えてみたい。

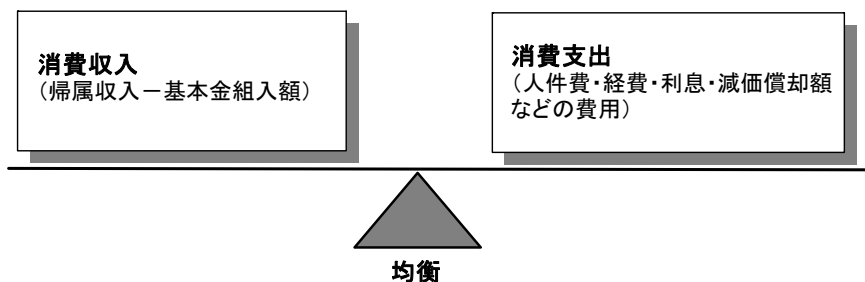
### 1. 日本固有の制度の特徴とその背景

#### 1-1 学校法人会計基準の特徴

私立学校振興助成法第14条によれば、国や地方自治体から補助金をうける学校法人は、学校法人会計基準にしたがって会計処理をすることが義務付けられている。つまり、日本の私立大学は、学校法人会計基準という私立大学のための独自の会計基準の適用を受けている。これは国際的に見ても、決して普遍的に見られることではない。たとえば、アメリカの私立大学では、財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board）による会計基準（FASB）の非営利組織に共通の会計基準を用いており、とくに大学のみを対象とした会計基準は存在していない。

日本の学校法人会計基準の最大の特徴は、消費収支均衡と「基本金」組み入れ計算にある。その年に入ってきた収入をその年にすべて使い切ってしまうのは、施設を更新したり蓄積したりすることはできない。そこで、こうした必要な収入をあらかじめ留保すべき金額として組み入れ（基本金組み入れ）、これを帰属収入から引いた残額（消費収入）を消費支出<sup>2</sup>に充てることのできる金額と考える。つまり、この消費収入と消費支出を均衡させるのである（図2-1）。

図 2-1 消費収支均衡の考え方



私立大学の教育研究活動のために必要な施設・設備などの重要資産を永続的に維持することが必要だが、これによって経常的な活動に支障をきたすことを避けたいというのが、こうした基本金制度の考え方の根底にある。基本金制度が作り出された当時の議論は高橋ほか(1973)などに詳しいが、一般には、きわめてわかりにくいとしばしば言われる制度である。定義を確認すれば、「学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その帰属収入のうちから組み入れた金額を基本金とする」(学校法人会計基準第29条)であり、基本金の種類は、固定資産に対応する基本金(第1号基本金)、将来の固定資産取得用資金に対応する基本金(第2号基本金)、奨学資金に対応する基本金(第3号基本金)、恒常的な支払い資金に対応する基本金(第4号基本金)の4種類である。

基本金とは要するに、学校法人(私立大学)にとって、学校を安定的かつ継続的に経営するための財政的な基盤を確保するものと考えればよい。一般企業の「資本金」が株主の出資によるもので、いわば株主の財産権であるのに対して、学校法人の「基本金」は、学校を設立する際に教育という高邁な理想に賛同した寄付者から受け入れた寄付金で構成され、その後の学校の事業活動によって留保した収入を組入れることで、学校の財産的な基礎を裏付けているものである。このように寄付者に財産権が生じず、株式のように売却して出資額を取り戻すことができないことにより、基本金は、学校法人にとって財政的な基盤を確保し、学校を安定的かつ永続的に経営するためのしくみとなっている。

なお、以上は学校法人会計基準という観点から、私立大学の永続性に対するしくみを述べたが、これはそもそも私立学校法の考えを基盤としている。戦前の基本財産制度、供託金制度にかわり、同時の状況にみあった永続性を担保するための仕組みが検討されたが、私立学校法では、学校法人の基本財産として施設、設備、資金の三者すべてを要求するのではなく、(1)施設及び設備の全部を所有するか、(2)施設及び設備の一部を所有し、かつ、残りの部分の購入に必要な資金を有するか、(3)施設及び設備の全部を購入するに必要な資金を有するかのいずれでもよい建前になっており、学校法人設置認可の基準では基本財産は原則として自己所有でなければならないとされた(山口1988)。

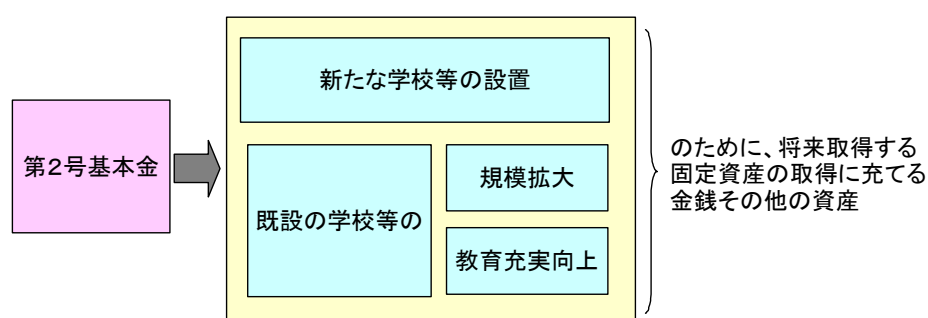
### 1-2 第2号基本金とは

上述のように、基本金は4つの種類に分けられるが、第2号基本金とは「学校法人が新たな学校の設置又は既存の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために将来取得する固定資産の取得に充てる金銭その他の資産の額(学校法人会計基準第30号第1項第2号)」と定義される(図2-2)。つまり、多額の資金を要する固定資産の取得で、一気に収支バランスを悪化させることを防ぐために、事前に資金計画をたてて、前もって組入れを行い、特定の目的にしか使用しない資金にしてしまうのである。

学校法人は、投入しただけのコストに見合って、収入を増やすという柔軟な財政構造ではない。そのために、将来の学部・学科の増設など、多額の固定資産の取得を必要とする場合には、財政

の健全性の観点から、また取得年度に多大な負担が集中しないように、なるべく年度間の負担の均衡を図るように中・長期の基本金組入れ計画を設定し、その計画に従って年次的・段階的に組入れを行うしくみを採用している。また、近年は規制が緩和されつつあるが、学校法人が新たに大学、学部、学科等を新增設する場合には、設置後の学校法人の経営や大学の教育研究活動の健全性を図るため、新增設に関わる施設および設備の取得に要する資金は、基本的に借入金によらず全額、自己資金で調達されていなければならないことになっている。

図 2-2 第 2 号基本金の定義



※固定資産の再取得資金の留保のために行う減価償却とは目的が異なる。

しかしながら、第 2 号基本金の積み立ては義務ではなく、実際に各学校法人がどのような形で資産の取得に備えているのかは経営戦略の一種とされている。第 2 号基本金を全く保有していない学校法人は半数ほどに及ぶことも先行研究（田中 2001）から明らかになっている。

### 1-3 制度ができた背景

このように日本の私立大学の会計基準では、組織の永続性を担保するためには、資産の取得と維持を財政上の最大問題と考え、これを消費収支にできるだけ影響させないように、「過保護」ともいえるような制度設計を行っている点に特徴があるといえよう。

これはこの基準が制定された 1971 年当時の状況、つまり大学紛争や財政状態の厳しさなどの影響を強く受けているためだと考えられる。1960 年代の大学への進学需要の高まりをうけて、高等教育は大拡大した。こうした拡大を行うには、新しい施設整備を急遽拡大する必要があったが、当時、拡大が大きく期待されていた理工系学部の新設にはかなりの資本的支出の増大が求められた。また学生が増えれば施設整備のみならず、校地自体の拡張も必要になった。こうした中、多くの私立大学では、土地購入費や建設費といった資本的支出が増大した。当時の私立大学は十分な自己資金を持って設立されていなかったため、学生納付金の値上げと借入金によってこうした支出をまかなった。その結果、教育条件が悪化し、大学紛争が起こると同時に借入金の返済により債務償還費が増大し、財政危機に直面した（尾形 1978、米澤 1996）。こうした背景の中で、私立大学に対する経常費補助金開始が実現した。それ以前は統一の会計基準がなかったが、納税

や配当の必要がないため、それでも事足りていたが、経常費補助金をうけるために学校法人の公共性を高めるために準拠すべきものとして基準が制定されたのである。このような厳しい時代に学校法人会計基準が作られたからこそ、基準に、強い公共性、安定性、継続性が求められ、基本金制度や消費収支均衡の考え方が生み出されたのである。十分な基本財産を持たなかった私立大学にそれをもたせるために、基本金組入れというしくみが作り出されたといえよう。

戦後の私立大学の財務状況の変遷を検討すれば明らかだか（両角 2005）、消費収支の均衡と、基本金未組入れ額をゼロに近づける（＝自己資金で資産を取得する）ように、経営者に意識させることによって財政的自立性の高い組織への転換を図るという重要な役割を学校法人会計基準は果たしてきた（細田 1985、日本私立大学連盟学校会計委員会 2003）。

なお、厳密に言えば、基本金制度は 1987 年に改正され、そのときに、現在の第 1 号～第 4 号基本金という区分の仕方ができた（山口 1988）。それ以前の基準では、「学校法人が新たな学校の設置もしくは既設の学校の規模の拡大もしくは教育の充実向上のために取得した固定資産の価値又はこれらの目的のために固定資産を取得すべきものとして収受した金銭その他の資産の額」（旧基準、第 30 条第 1 項第 2 号）となっていたが、このうち後半部分が新しい基準の第 2 号基本金となった。またこの改正時に、基本金組入れの計画性を重視し、固定資産の取得や基金の設定を計画にしたがって行う規定が盛り込まれた。

#### 1-4 第 2 号基本金に対する批判

##### 長年なされてきた批判

しかしながら、こうした制度に対する批判は繰り返し主張されてきた。細田（1985）は学校法人会計基準に対するそれまでの批判的見解を整理し、三つに類型化している。

- (a) 学校法人会計基準は、消費収支計算を学校法人会計に持ち込み、いわゆる企業会計化を行った。それによって学校法人を営利法人化する風潮を生むことになる。
- (b) 基本金組み入れ計算の恣意性が大きく、消費収支計算情報の客観性が稀薄である。さらに有意性に乏しく、そのため消費収入（支出）超過額が学校法人の財政状況を正しく示すとは限らない。
- (c) 学校法人会計基準は基本金組み入れを先行させ、その上消費収支計算において、減価償却費の計上を強制しており、消費支出超過額の累計額を大きくさせる可能性を秘めており、それを理由に学費値上げを促進させる効果を持つ。その上、消費収支均衡主義のもとで消費支出の削減、とりわけ人件費削減に結びつく可能性をもつ。

とくに、第 2 号基本金に対する批判をまとめれば、「先行組入れ」という概念のわかりにくさ、「先行組入れ」に対して恣意性が介入するリスクという二点に集約されるだろう。

学校法人会計基準では、施設関係収入のその帰属収入のうちから「基本金」として組み入れ、さらに、消費収支計算において、その基本金組入れ対象とされた施設について減価償却の計上を強制している。図表@ - 2 をみれば明らかだが、既にある固定資産の再取得資金を留保するための減価償却と、基本金組入れは全く別のものである。しかし、この考え方が理解しづらいためか、

第2号基本金と減価償却は二重負担であるという誤解は、大学外のみならず、学内でも誤解をうけていることはしばしば見られる。

また、恣意性介入のリスクという点については、将来への不確実な予想を取り組む仕組みであり、自己資金の「溜め込み」を促進するという批判、あるいは基本金組入れを多くして、消費収支差額がマイナスになると、一見、採算が赤字であるようにみえるため、学費値上げ、人件費など支出抑制などの、口実にされやすいといった批判がしばしばなされる。しかしこれは制度そのものに対する批判というだけでなく、経営陣に対する不信が露呈しているという面も少なくない。

#### 抜本的制度改正を求める議論の高まり

以前から、こうした批判が主張されてきたものの、学校法人会計基準を大きく変えようという議論にまでは結びついてこなかったし、ごく一部で議論されていたに過ぎなかった。ところが、私立大学をめぐる環境変化の影響を受けて、最近、学校法人会計基準のありかたについての検討が大々的に行われるようになってきた。最初のきっかけは、2001年、国立博物館や図書館等の独立行政法人への改組とその独立行政法人会計基準が制定され、会計構造に企業会計原理を導入したことにあったと思われるが、この新しい会計基準の制定が、非営利法人の運営と会計基準に大きなインパクトを与え、他の公益法人の会計基準の抜本の見直しが検討されるようになってきた。こうした動きをうけて、総合規制改革会議でも、2002年12月12日「規制改革の推進に関する第2次答申」以降、学校法人会計基準の見直しの検討が必要であると繰り返し指摘するようになった。2004年度からの国立大学の法人化と、企業会計の基準を援用した国立大学法人会計基準が作られたことも、学校法人会計基準のあり方に目をむけるきっかけになっている。また、18歳人口の減少によって、一部の私立大学の経営危機が注目されることや財務情報の公開が進んできたことなども、こうした議論の高まりと無関係ではない。一般の人からみてもわかりやすいものであること、他の公共的法人と同様に新しい企業会計基準の考え方を取り入れることなどが強く求められるようになった。

こうした動きをうけて、文部科学省でも、学校法人会計基準のあり方について検討され、2005年3月31日には学校法人会計基準が一部改正された。同年4月1日より施行され、2005年度の計算書類から、改正された学校法人会計基準を適用されることになった。今回、改正された内容は、①基本金取崩し要件の緩和（学校法人会計基準第31条）、貸借対照表における注記事項の充実（同第34条）、③計算書類の様式の改正（同第6条、9条）の三点である。この中で最も大きな変化は、基本金取り崩し要件の緩和であった。理事会の恣意性を増すという批判もなされているものの、その手続きの明確化などは必要だが、こうした方針転換はやむをえないとも思われる。学校法人会計基準が制定された高度成長期、かつ18歳人口の増加期であれば、拡大路線が前提とした制度が当然視されてきたが、社会情勢が変化し、規模の縮小という選択がありうるからである。

学校法人会計基準の特徴は、既述のとおり、消費収支の均衡と基本金にあるが、この根本的な原則自体を捉えなおす議論がなされるようになってきている。たとえば、学校法人会計基準の在り方

に関する検討会（2004）の中でも、現行の制度とは異なる以下の2つの考え方を示している。

- (a) 学校法人における資本取引についての概念を明確化した上で、基本金の考え方を存続させる。具体的には基本金を、①創設時に寄附された施設設備、②特定の施設設備を取得するためなどのために受領した寄附金等（現物寄附を含む）で寄附者の意思が明確であるもの、③帰属収入から消費支出を除いた、帰属収支差額の範囲で、学校法人の意思決定により基本金に組み入れることとされたもの、とする考え方。
- (b) 基本金は現在の制度とし、毎年度、基本金組み入れ対象資産にかかる減価償却見合い額について取り崩しを行うという考え方。

しかし、(a)については、学校法人会計基準の考え方を大きく転換するため、会計実務への影響が極めて大きいこと、また収入のすべてについて寄附者の意思が明確である寄附との概念に対応したものに整理できるか等の疑問が残る点、(b)については、学校法人を永続的に維持するという基本金の根本的な考え方、施設設備の取得更新のために価格を維持するという考え方を崩すことになるという問題がでてくるなど考えられ、引き続き、具体的な内容を検討する必要性を述べている。こうした議論を見れば、近い将来に、学校法人会計基準のあり方を大きく変えるような、もっと大きな議論や制度改正が起こると考えるのが自然であろう。

以上では、施設整備に対する資金調達に関して、財政危機という当時の背景の中で、施設整備に必要な資金をあらかじめ留保するための制度が設けられていること、またその制度がわかりにくさや恣意性といった観点から批判されることが多いことを述べた。

しかしながら、これはあくまでも制度面での特徴を論じたに過ぎない。既述のように、第2号基本金の積み立ては義務ではなく、実際に各学校法人がどのような形で資産の取得に備えているのかは経営戦略の一種とされている。実態はどのようになっているのかを明らかにし、その上で制度のどの部分について、どのように改善すればよいのかを、より具体的に議論しなければならない。

## 2. 施設整備のための資金調達の実態

では、個々の私立大学においては、具体的にどのように固定資産の取得を行っているのか。本論文では、財務諸表の分析とインタビュー調査という二つの方法を併用して、実態の把握を試みることにした。まずは施設整備のための資金調達にどのようなパターンがあるのかについて、類型化を行い(2-1)、そのうえで、多様な実態を生じさせる背景について整理する(2-2)。

### 2-1 資金調達パターンの類型化

#### 分析対象

まずは、40校の私立大学の財務データ(HPから入手)から、実態を把握することにした。文部科学省の「学校法人の財務の公開状況に関する調査」によれば、2005年度で464法人(91%)の大学法人が財務を公開していると回答しているが、筆者が2002年度に行った調査によれば、実際はその4分の1以下しか、研究目的での入手はできなかった(両角2003)。財務情報の開示が少しずつ改善しつつあるが、それほど大きく状況が変化したわけではない。また、公開している財務データの量と質も大学によるばらつきは大きいし、どの大学が良質なデータを出しているのかを偏りなく調べることは相当の手間を要する作業である。そこで、筆者が別論文をまとめるために用いた40校の私立大学(厳密に言えば学校法人)を分析対象とすることにした。ここで対象となった私立大学は、財務開示に熱心であり、財務状況も相対的によいグループに偏っている。しかしながら、ここでは、施設整備に対する資金調達にどのようなパターンがあるのかを抽出することが目的であるため、こうしたサンプルの偏りは大きな問題ではない。

#### 着目した点

対象とした40校について、HPなどで公表されている2004年度の財務諸表を手がかりに、基本金組入れの詳細、第2号基本金の有無(貸方)、特定引当資産(借方)、借金の有無などのパターンを抽出して、そこから施設整備のための資金調達の方法を推測することにした。

特に知りたい点は、以下の3点である。

- 組織増殖、キャンパス移転などの大型資金にどのように備えて、対応しているのか
- 第2号基本金はあるのか、ないのか
- ない場合は、どのように備えているのか(対処しようとしているか)

新しい学部学科を設置したり、建物を増築したりする際に、どのように資金調達したのかという情報が、毎年の事業報告書などに明記されていれば正確な実態を把握できるのだが、こうした情報までオープンにしている大学はほとんどない。そこで、入手できる客観的データから実態を探るには、財務諸表をてがかりに、資金調達の方法を推測するしかない。

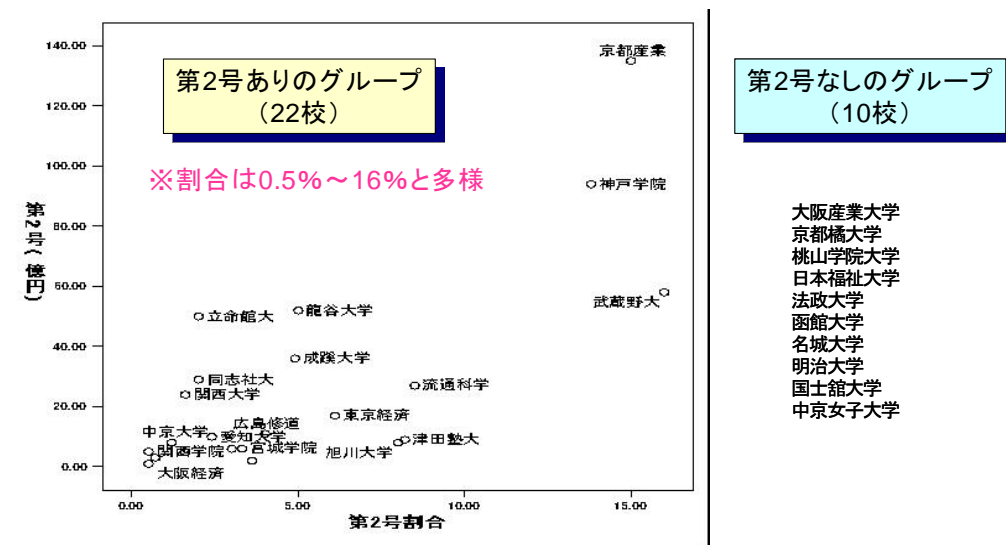
#### 第2号基本金からみた多様な実態

まずは、40校のうち、第2号基本金の有無と、第2号基本金がある場合は、その基本金に占

める割合に着目した。分析対象のうち、8校は基本金の内訳（第1号～第4号）が財務諸表に出  
ていないため、32校のみの結果を図2-3に示した。

分析対象の大学は、サンプリングをしたわけではないため、それぞれのグループに何校あった  
のかはここでは重要な情報ではない。財務状況が比較的良好な大学が対象となっているが、その中  
でも、第2号基本金を持っている大学もあれば、持っていない大学もある。持っている大学につ  
いてもその割合は、大学によって大きく異なっている。つまり、ここで指摘したいのは、第2  
号基本金の実態は、かなり多様だということである。

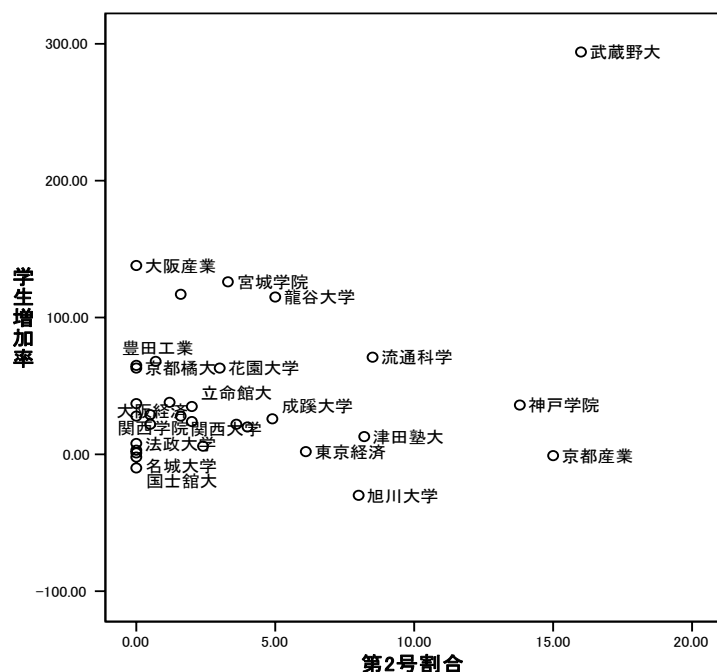
図2-3 第2号基本金の多様な実態



ただし、よく考えてみれば、第2号基本金は、図表@-2で見たように、新たな学校の設置又  
は既存の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために将来取得する固定資産の取得に充  
てる金銭その他の資産の額であり、その大学が規模を拡大する計画を持っているのか否かによっ  
て、第2号基本金の有無や程度が異なるのは当然である。個々の機関の将来の規模拡大計画につ  
いては、経営上の機密であるため、客観的データから外部者が判断することは難しい。そこで、  
問題はあるものの、過去20年間の学生増加率と第2号基本金の割合(第2号基本金/基本金\*100)  
の関係をみたのが図2-4であるが、必ずしも規模を拡大させた大学ほど、第2号基本金の割合が  
高いといった関係は見られない。第2号基本金の積み立てが義務ではなく、実際にどのような形  
で資産の取得に備えているのかは経営戦略の一種とされていることと無関係ではないだろう。



図 2-4 第 2 号基本金の割合と学生増加率の相関図



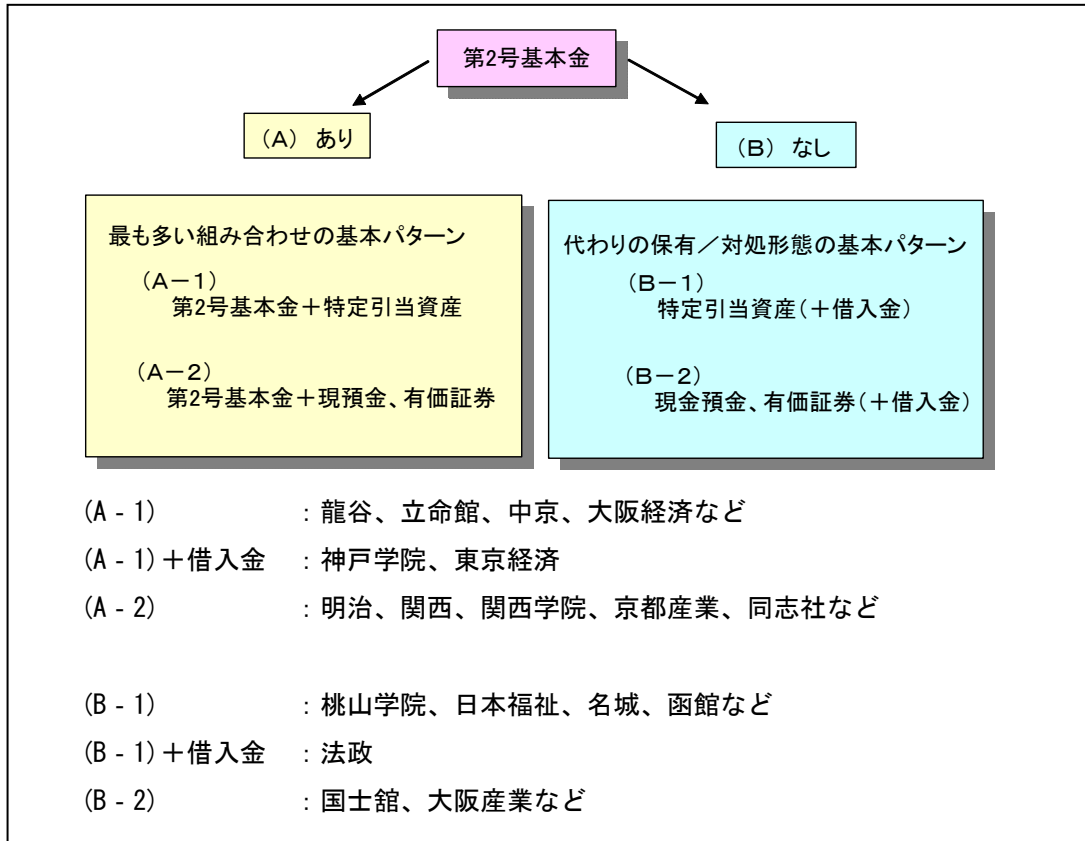
資金調達パターンの類型化

次に、施設整備の資金調達パターンを考え、具体的にどの大学が、どのようなパターンをとっているのかを確認しておこう。論理的に考えてみれば、施設整備の資金調達パターンは、図 2-5 の 4 つの資金源の組み合わせである。単年度の財務諸表から、個別の大学の施設整備について、どの資金源からどの程度、まかなっているのかを明らかにすることはほとんど不可能である。本論文で注目しているのは、第 2 号基本金であるので、計画的な資金調達パターンにどのようなものがあるのかに限定して、類型化を試みたのが、図 2-6 である。第 2 号基本金以外の形で固定資産取得のための特定引当資産を持っているのか、それとも現預金の形で保有しているのかに着目して分類し、それぞれの類型に最も近いと思われる大学名をその下に記した。第 2 号基本金を持っている大学の中でも、将来の固定資産の取得に対して、第 2 号基本金だけで備えている場合は多くないため、これ以外に、なにか名前をつけて特定引当資産を別に多く持っているパターン(A-1)、とくに引当資産化などはしていなくて、現金預金や有価証券などのかたちで、資産を持っているパターン(A-2)に大きくわけた。なお、〇〇引当特定資産(資産)は、学校法人の意思によって将来の特定の支出に備えて資金を留保した場合に設けられる科目で、第 2 号基本金をこうした形で保有する学校法人と、そうでない学校法人があり、これらは主に、定期預金、貸付信託、金銭信託、有価証券、公社債、国債等によって運用される。

図 2-5 施設整備の資金源

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 寄付金</li> <li>2. 経常収支の黒字分の蓄積</li> <li>3. 借入金</li> <li>4. 計画的な資金調達（第2号基本金&amp;それ以外の方式）</li> </ol> |
|---|

図 2-6 計画的な資金調達パターンの類型化と具体例



以下では、それぞれの類型ごとに、具体例を挙げながら、説明していこう。なお、借入金の有無を別に扱ったのは、ほとんどの大学において、長期借入金を減らすように努力する傾向が見られ、借入による資金調達を一つの方法として実行していると思われる大学が少なかったため、別にまとめた。

**A: 第2号基本金ありグループ**

❖ (A-1)第2号基本金+特定引当資産(龍谷、立命館、中京、大阪経済など)

第2号基本金を持っているが、それ以外に、施設拡充引当特定資産、学園将来構想推進準備資金引当特定資産といった名称の特定引当資産で将来の固定資産取得に備えているパターンである。言うまでもないが、現預金や有価証券を持っていないわけではない。とくに、龍谷や中京は、2000年以降の新たな借入がほとんどないし、それ以外の大学も長期借入金を減らし、将来に向

けて、特定引当資産をつくり、対応している。

❖ **(A-1) 第2号基本金+特定引当資産+借入金(神戸学院、東京経済)**

基本的に、新たな借金はしない、今ある借入金は減らす方向の大学が多いが、第2号基本金だけでなく、借入もおこない、施設整備などにあてる大学ももちろん存在している。たとえば、神戸学院大学は、ポートアイランド新キャンパス開設(土地2倍に)のために150億円の借入をした。第2号基本金の割合が非常に多い大学ではあるが、神戸市からの土地取得ということだったので、あくまで推測に過ぎないが、長期計画がたてにくかった事情があるのではないだろうか。また、東京経済大学も2000年に100周年記念事業のために24億円ほどあらたな借入を行っている。返済も順調で、第2号基本金も新たに積みますなどしている。

❖ **(A-2) 第2号基本金+現預金、有価証券(明治、関西、関西学院、京都産業、同志社など)**

第2号基本金の多さは大学によって異なるが、第2号基本金以外に、とくに引当資産化はせずに現金預金や有価証券の形で資産を保有しているパターンである。たとえば、明治は現金預金の形でたくさん持っている。明治は臨定など経常収支の黒字分を使って、最近の施設設備を自己資金で行ってきたし、有名大学では施設設備を周年事業と組み合わせて寄付金で行っている場合も多いため、とくにこれまで特定引当資産化などをして、別においておく必要がなかったと想像できる。

**B: 第2号基本金なしグループ**

❖ **(B-1) 特定引当資産(桃山学院、日本福祉、名城、函館など)**

第2号基本金を持っていない大学で、特定引当資産など、別の形で将来の施設設備に備えている大学も多い。たとえば、施設拡充引当特定資産、将来計画準備引当特定資産、建設引当資産、キャンパス整備引き当て特定資産など、大学が自由に名前をつけたこうした資産をよりわけている。桃山学院、日本福祉は新たな借入もほとんどなく、事業を行っているし、函館、名城も借入を減らす方向で経営を行っている。

❖ **(B-1) 特定引当資産+借入金(法政)**

これにたいして、特定引当資産など、別の形で将来の施設設備に備えていながら、必要に応じて、積極的に借入も行っているのが法政大学である。

❖ **(B-2) 現預金、有価証券(国士館、大阪産業など)**

第2号基本金という形でも、独自の特定引当資産という形もとっていない大学もある。国士館大学は2017年に100周年を迎えるため、世田谷梅が丘キャンパス整備計画を実施しており、2004年には都立の高校跡地を47億円で取得したが、この際に38億円を借入している。なお、現金預金だけでなく、長期有価証券なども多い。

## 2-2 多様な実態の背景

2-1 では、施設整備に対する計画的な資金調達という点から見れば、第 2 号基本金を持つか否かのみならず、かなり多様な実態がみられることが明らかになった。こうした多様性はどのような背景でもたらされるのであろうか。こうした問いに答えるためには、インタビュー調査を行うことが必要になる。ただし、こうした論点に限定したインタビューは、なかなか快諾してもらえないケースが多い。筆者は 2006 年の夏～冬にかけて、いくつかの研究プロジェクトの中で、私立大学の財務や意思決定といったより広いテーマに関する訪問調査に参加する機会を得たが、こうした関連するインタビューの中で、施設整備に対する計画的な資金調達に対する考え方を聞くことにした。なお、インタビューを行った事例は、必ずしも上述の 40 校の事例とは一致しないし、個別大学名も伏せることにした。以下では、6 つの事例を簡単に紹介し、第 2 号基本金をもつ背景、もたない背景について整理する。

### 事例の紹介

#### <事例1：第 2 号基本金あり(それほど多くない)(A-1)>

地方女子大で、この 15 年近く組織改編は、短大を改組して一学科を増設したのみである。今後の大きな組織増殖の計画もないし、今あるものを充実させる方向で努力している。5 年ごとの中期教学計画・財政計画に基づいて、経営を行っており、現在、2 期目に入っている。

第 2 号基本金を積み立てている。それ以外の引当金もあるが、現金預金は少ない。その理由は以下の通りである。

- 中期計画をきちんと立て、それにもとづき、経営を行っているから。
- 教職員も学校法人会計を熱心に勉強しており、詳細な情報提供と説明を行えば、理解を得ることは可能であるから。

#### <事例2：第 2 号基本金が非常に充実(A-1)>

都市部の大学で、この 20 年間に学生数を 4 倍にした。1997 年以降に 4 学部を設置してきた。ただしキャンパスを増やしたわけではない。

第 2 号基本金が非常に充実している点に特徴がある。しかし、積極拡大、資産運用も同時になし得ている。その理由は、以下の通りである。

- 資産運用益は第 2 号基本金（一部は第 3 号）にまわし、一般経費に充てないという学内方針があり、これに基づいて行っているから。将来に備えてこうした方針を策定した。
- （担当者が答えたわけではなく、インタビューをした上での筆者の印象だが）理事会主導のガバナンス、とくに事務組織が強いことの影響もあるのではないかと。

#### <事例3：第 2 号基本金あり、しかし計画なし(A-?)>

急速に募集悪化した短大を廃止して、2002 年に四大（二学部）を開学した新興大学である。

第2号基本金は1996年から積み立ててきた。大学を作るときにはこの第2号基本金を用いたが（それ以外に借入も行った）、第2号基本金を積んだときに、新学部を作る構想は理事会の中になかった。文科省の指導でとにかく積んでいたとのこと。財務データは外部に公開されていないので、詳細はわからない。

#### <事例4：第2号基本金なし、特定引当資産充実、借入あり(B-1)>

都市部の有名大学でとくに1990年代後半以降、学部、大学院ともに積極拡大している。新たに土地を購入し、積極的に投資している。

第2号基本金はなく、別の形で特定引当資産を準備している。投資の際、それで足りない分は借入も積極的に行う。その理由は、以下の通りである。

- 市場の変化が激しい現状では計画的な投資がそもそも難しいから。
- 建物だけでなく、よりソフトな面の投資にも備える必要があり、それには別の形のほうが便利だから。
- 資産運用のサイクルと計画サイクルがうまくあわないから。

なお、インタビューで聞いたわけではないが、この大学を調べた筆者の印象として、教職員組合が強い大学であるために、溜め込みと勘違いされるなど、学内理解を得るのが難しいという理由も多少はあるのではないかと感じた。

#### <事例5：第2号基本金なし、特定引当資産、借入あり(B-1)>

3学部7学科で、近年、福祉ブームのもとに急速に規模を拡大し、関連施設とともに、土地も大幅に増大させている地方大学である。

第2号基本金はないが、特定引当資産や借入で積極投資を支えている。資産運用にも積極的である。第2号基本金をもたない理由は以下の通りである。

- 資産運用サイクルと計画サイクルがあいにくいから。
- 計画的投資の難しさ。
- 第2号基本金は教職員の理解を得にくいから（この点は、第3号基本金とは事情が異なる。）

#### <事例6：第2号基本金なし、流動資産と借入(B-2)>

地方のオーナー系大学。小学校から大学までの総合学園で、改組をしつつ大学の規模も増加させてきた。

第2号基本金はないが、流動比率全国ベスト5と高く、キャッシュフローと借入で新規投資を行ってきた。その理由は以下の通りである。

- 土地の問題があった。現在の敷地内で整備できるかどうかの議論がなかなか決着しなかったから。
- これまでは取り崩し要件も厳しく身動きが取れなくなる危険を避けてきたため、第2号基本金を持たなかったが、今後はあらかじめわかっている範囲で第2号基本金を増やしたい。

- いったん理事会で決定してしまうとその後の変更が難しく、状況変化に対応できなくなると困るから。

#### 第2号基本金をもつ理由、もたない理由

以上の6大学の事例から、個別事情をそれぞれ反映させているものの、第2号基本金を持つのか否かについては、ある程度の共通の背景も見出すことができた。

まず、第2号基本金が多いケースは、きわめて例外的な状況のもとに生じる可能性が明らかになった。事例2では、第2号基本金が非常に充実していたが、資産運用益をまわすという理事会の方針があったという特殊な事情があった。

また、ある程度の第2号基本金を持つ理由としては、2つの理由が明らかになった。事例1では、将来にそなえて、中期計画やそれに基づく資金計画を立てていることが、第2号基本金を持つことができる背景にあることが明らかとなった。また、事例3からは、文部科学省の指導の存在も明らかとなった。別のインタビューの中でも、数年前までは、「将来計画があれば計画的に第2号基本金を積むように」と文部科学省の指導もある程度、行われていたが、最近では「法令上、第2号基本金の積み立て義務がない以上、これは経営戦略の一種で、行政が口を出す問題ではない」と指導をしないケースも増えているという話が出た。2003年の「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」が改正され、設置計画が自己資金で行われているかどうかの判断基準が、ストックとフローの両面でなされていたものが、ストックのみに変更になったことも、文部科学省の指導の変化に影響を与えたのかもしれない。

他方、第2号基本金をもたない理由についても、共通の要因が何点か浮かび上がってきた。第2号基本金を持っていない3事例のすべてで、そもそも計画的な施設整備投資が難しいことを挙げている。大学に対する需要の変化を敏感にとらえて対応しようと思えば、計画と実行のプロセスが短くなることを意味するが、そういう点で、第2号基本金にはフレキシブルさがかけているのかもしれない。何年もかけて設置審査を行う時代にはあった制度なのかもしれないが、設置認可のプロセスも短縮されたのと共通の背景があるのだろう。また、資産運用を積極的に行っている事例4, 5では、こうしたサイクルと第2号基本金の不具合があることを述べている。本論文の第1節でも述べたが、第2号基本金に対しては、学外のみならず、学内からもしばしば誤解され、批判の対象にされてきたため、学内の理解を得にくいという事情も見られた(事例5)。また、第2号基本金を持っている大学の関係者でも、施設取得時の第1号基本金への振替といった、仕訳の手間など事務作業量の負担が大きい点で問題があると感じている場合も少なくないようである。

### 3. 結論と課題

#### 3-1. 明らかになったこと

第1節では、日本の私立大学に固有の基本金制度、とくに将来の固定資産を計画的に先行積み立てする第2号基本金制度の特徴やその背景を論じ、第2節では、実際に、この制度がどのように活用されているのかを検討してきた。あくまでも限られたデータの分析やインタビューからの知見という点には留意する必要があるものの、いくつかの点が明らかになった。これを整理しておきたい。

- 私立大学の施設整備に対する資金調達のパターンはとても多様である。第2号基本金という制度があるが、義務ではないため、これをもつ大学ともたない大学がある。
- 第2号基本金に対して、恣意性が介入するリスクという問題点が指摘されるが、確かに、大学の方針や経営者の考え方によって、第2号基本金に対する態度は異なっていることが明らかになった。
- 第2号基本金は、将来計画にもとづく先行的な内部留保であるため、将来計画のあり方、将来計画に対する考え方によって、第2号基本金に対する態度や評価が分かれる。
  - ⇒ たとえば、将来計画がないから、将来計画が財務計画とリンクしていないから、第2号基本金という制度があるにもかかわらず、うまく活用できない大学もある。日本私立大学協会附置私学高等教育研究所の私大経営システムの分析プロジェクト（篠田道夫代表）による調査（2007年）によれば、中期計画を「すでに策定」が25%、「現在策定中」が25%、残りは検討中か計画の予定はない。このような状況では、どのような形であれ、計画的な施設整備やそのための資金調達はやりようがない。
  - ⇒ その一方で、社会の変化が激しい時代には、第2号基本金のような計画的な資金調達は制約が大きいと感じて、あえて別の方法をもとめる大学も現れている。
- 第2号基本金という形であれ、別の形であれ、将来の施設整備のための備えをどのように行っているのかについて、公表されている情報から知ることはきわめて難しい。第2号基本金に対して、溜め込み手段や黒字隠しという誤解をうむ背景は、制度のわかりにくさだけでなく、情報開示の仕方にも問題があるのではないか。

#### 3-2. 今後の課題

本分析をつうじて感じたことは、基本金制度は、需要超過市場における大学の発展のしくみとしてはきわめてよくできていて、実際にその果たしてきた役割は大きかったということだ。日本の私立大学の経営危機が叫ばれて何年もたつが、世の中で言われているほど状況が悪くなかった

のは、こうしたしくみによって、基本財産を蓄積してきたことの効果であった。しかし、これから何年かは明らかにより厳しい状況に置かれるはずである。基本金の取り崩し要件の緩和といった微調整ではなく、供給超過市場にあったしくみを模索するといった大きな変革が必要になるのかもしれない。どのような制度設計が望ましいのかは、筆者にはまだわからない。

同時に強調しておきたい点は、基本金制度の良い点を変える必要がないことだ。たとえば、組織の安定化をめざすという制度の理念の重要さは、日本の私学の安定性を支えてきたにもかかわらず、近年、軽視されているように思われる。資産の自己取得原則の規制緩和は、供給超過時代になぜすすめられるのか、もっと真剣に議論されても良いはずである。施設整備の資金調達は、経常的な資金だけで行うのは難しいということから、長期的な収支バランスを考えたのが基本金のしくみであり、その根本的な発想は維持される必要があるだろう。

また、基本金の前提ともなる将来の戦略計画については、理念はあるが、実態が伴っていない面が大きかった。こうした点については改善が必要になるだろう。

図 2-5 で、施設整備の資金源には、大きく①寄付金、②経常収支の黒字分の蓄積、③借入金、④計画的な資金調達があると述べた。施設整備に対して寄付金が期待できるのは、一部の銘柄大学か、支援母体をもつ大学に限られているし、全体のパイが減少する中で、これまで重要な役割を果たしてきた「経常収支の黒字分の蓄積」が厳しい状態になりつつある。厳しい時代で、借入金を回避したいという傾向も強いようである。こうした中で、計画的な資金調達の重要性が再認識される。

第 2 号基本金は義務でないことから、各大学の経営戦略、さらには、自己責任の問題として論じられることもあるが、こうした制度が私立大学の安定性、公共性、継続性に影響を与えている以上は、単に個別機関の経営問題として論じるのではなく、大学の特性をふまえた政策的な観点からの議論だと自覚して行っていくことが重要であろう。

本論文は、試論の域を出ておらず、日本の私立大学の事例をより丹念に調べる必要があるが、同時にアメリカの私立大学における取り組みを検討することもあわせて今後の課題として重要だと考えている。ハーバード大学など潤沢な基金 (Endowment) を持ち、これを運用することによって優秀な教員や学生を獲得するための原資 (高い給与や奨学金) を得ている私立大学の姿が紹介されることが多いが、アメリカでもこうした大学は例外的な存在である。需要超過ではない市場における方法を探る上で、参考になる点は少なくないと思われるが、まだ研究もそれほど多くない。

アメリカの大学においても、1980 年頃までは保守的で施設整備は基金 (Endowment) の豊富な大学は卒業生の寄付に、財政事情が劣る大学は自己資金に依存し、外部からの借金は例外的だった。しかし 1980 年代初頭に連邦税法の改正、銀行の貸し出しプログラム、大学の経営能力向上などの変化と持続する財政面の圧力が原因となり大学の免税債発行市場への進出が増え、とりわけ近年、その伸びは著しい (NACUBO 2000)。

債券発行による施設整備が増える背景には、(1) 銀行から借りる場合の金利が非常に高いこと、



(2)日本の私立学校振興共催事業団による貸付など、国の補助を得た有利な借入の機会がないこと、(3)シンボルとなるような建物の建築には寄付金が期待できるが、修繕・改修などの施設整備には寄付金以外の資金源が必要となること、(4)施設をたてる費用とその恩恵をうける関係を考慮したとき、債券発行による方法は世代間の公平性を担保するしくみであること、(5)寮の建設など、建物を建てて収入が見込める場合はそれを返済費用にあてられるため、経常収支をあまり悪化させない、といったことが指摘されているが、なぜこうした資金調達が増えているのかをさらに検討することは、日本の私立大学における将来の資金調達のありかたを考える上で重要な材料を提供してくれるだろう。

なお、施設整備は経常的な資金だけで資金調達するのがそもそも難しいが、国立大学の場合も、国全体としての借金に頼ってこれを行ってきたことを考えれば、法人化後の国立大学にとっても無関係ではなく、施設整備とその資金調達の問題は緊急に、また真剣に検討すべき問題であるといえる。

#### <注>

- 1 日本の私立大学は、その設置者である「学校法人」が経営の最終責任をおっており、私立大学と書くことは厳密に言えば、問題がないわけではない。しかしながら、経営において、学校法人と私立大学が果たしている役割は、個々のケースによって多様であることや、一般の読者には「私立大学」と書いた方がわかりやすいという点を考え、ここでは私立大学という表記を用いた。論文のその他の箇所でも、学校法人と私立大学を互換的に用いている箇所がある。
- 2 消費支出とは、資金支出から資産取得や借入金償還などの費用とはならない支出を除いて、減価償却費などの非資金的な支出を加えたものであり、会計的には、消費する資産の取得原価および用益の対価に基づき計算されたものである。

#### <参考文献>

- 尾形憲 1978『教育経済論序説——私立大学の財政』東洋経済新報社。
- 学校法人会計基準の在り方に関する検討会 2004「今後の学校法人会計基準の在り方について（検討のまとめ）」。
- 反町勝夫 2005「株式会社の内部留保金規定と学校法人の内部留保規定との差異は正当か—法の下の平等に反する「学校法人貴族説」」Lec 東京リーガルマインド『法律文化』。
- 高橋吉之助・青木茂男・栗山益太郎・村山徳五郎 1973『学校法人会計制度の基礎——日本会計研究学会スタディ・グループ報告』国元書房。
- 田中敬文 2001「私立大学経営と基本金」矢野眞和編『高等教育政策と費用負担——政府・私学・家計』文部科学省科学研究費補助金研究成果報告書, pp. 153-167.
- 日本私立大学連盟学校会計委員会 2003「学校法人会計基準見直しへの提案 [2003年報告書(中間報告)]」。
- 細田哲 1985「学校法人会計基準の問題点について (I) ——特に消費収支計算書および基本金組入計算に

- 関連して『城西経済学会誌』第20巻第3号, pp. 1-18.
- 両角亜希子 2003「私立大学における財務情報の開示——その意味と実態」『大学研究』第26号, pp. 135-153.
- 両角亜希子 2005「高等教育の市場化と日本の私立大学」東京大学大学院教育学研究科・大学経営政策研究センターCrump Working Paper No.8.
- 山口善久 1988『詳解 基本金』学校法人経理研究会。
- 米澤彰純 1996「私立大学の財務状況——その歴史的展開」『大学研究』第14号, pp. 75-98.
- National Association of College and University Business Officers (NACUBO) 2000 “College and University Business Administration, 6<sup>th</sup> edition”, Chapter10 Debt Financing and Management.